

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	健康機器販売における医療機器販売管理に関する条件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・コンシューマ向け健康管理機器（例：血圧計・体重計等）への通信機能の搭載等、遠隔医療・予防医療領域のサービス検討が進みつつある中で、医療機器の取扱については一定の制約（例：インターネット上での販売の禁止、医療機器販売管理者以外の者による販売の禁止等）が課せられています。 ・通信機能を搭載したコンシューマ向け健康管理機器については、利用者の利便性の観点から、通信サービスと健康管理機器がセットで提供されることが前提となるものと考えますが、上記の制約がその実現を妨げる一因となっていると考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法 39 条 <p>血圧計は薬事法施行規則別表第二、器具器械 10. 血圧検査又は脈波検査用器具に類別され、薬事法第 39 条の規定により医療用具販売業の届出が必要である。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器であっても、コンシューマ向けの健康管理機器については、インターネット上での販売や医療機器販売管理者以外の者による販売を可能とする等、販売条件を緩和し、利用者が多様な販売チャネルで購入できるようにしていただきたい。